

(平成26年10月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認近畿地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

厚生年金関係 3 件

## 近畿（兵庫）厚生年金 事案 15109

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和48年5月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、9万2,000円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月15日から48年5月1日まで  
厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、申立期間について、資格取得日は昭和47年11月15日と判明したが、資格喪失日が不明であるとの回答があった。

しかし、申立期間もA社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の元同僚の陳述から、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（以下「決定通知書」という。）を見ると、事業主が申立人を含む34人の資格取得日を昭和47年11月15日としてB社会保険事務所（当時）に届け、同事務所が同年12月1日に受理し、48年1月8日に確認決定通知を行っていることが確認できる。

しかし、オンライン記録において、当該34人のうち25人については、昭和47年11月15日にA社における被保険者資格を取得した旨の記録が無い上、当該34人のうち22人については、当該資格取得に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認することができないところ、このことについて、日本年金機構C事務センターは、「申立期間当時の関係資料等を保存していないことから、明確なことは分からない。」旨回答している。

また、前述の34人のうち、オンライン記録において当該資格取得記録が有る2人及び当該資格取得記録が無い5人の計7人から回答が得られたところ、申立期間当時において、いずれの者も、「A社には、昭和47年11月頃から翌年の4月末日まで季節労働者として雇用され、雇用契約が満了するまで勤務した。」旨陳述している上、このうち、前述の資格取得記録が有る2人及び申立人を含む資格取得記録が無い4人は、いずれも「自身と同様にD町からA社に出稼ぎにきていた者は、全員、同じ公共職業安定所において、同じ求人広告を見て応募し採用されたので、いずれの者も同じ条件で雇用されたはずである。」旨陳述している。

さらに、申立期間以前において、前述の22人のほか複数の者についても、A社に係る被保険者原票が見当たらないことを踏まえると、申立期間当時、社会保険事務所（当時）は、同社に係る記録の管理を適切に行っていなかったことがうかがえる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は昭和47年11月15日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、当該資格の喪失日については48年5月1日と認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、前述の決定通知書における申立人の標準報酬月額の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 15110

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成6年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月30日から同年7月1日まで

「ねんきん定期便」及び「第三者委員会によるあっせん事案における同僚への記録確認」の通知により、A社及び同社の関連会社であるB社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間も継続して勤務しており、事業主により申立期間の給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社の事業主の回答及び元同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の事業主は、「申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日について、誤って雇用保険の離職日と同じ日を社会保険事務所（当時）に届け出た。申立人に係る平成6年6月の厚生年金保険料については、申立人の給与から控除した。」旨回答している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成6年5月の社会保険事務所の記録から16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事業主は、前述のとおり、「社会保険事務所に対し、申立人の資格喪失日を誤って届け出た。」旨回答している上、事業主が申立人の資格喪失日を平成6年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付すべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月から 53 年 3 月まで

厚生年金保険の記録を年金事務所に照会したところ、A社又はB社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。私は、同社には昭和 48 年 2 月から 53 年 3 月まで勤務しており、その間に行われた同社の社員旅行に参加した写真を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された社員旅行の写真及び複数の元同僚の陳述から判断すると、勤務していた期間は特定できないものの、申立人がC社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、C社の元事業主は、「会社は既に廃業し、申立期間当時の資料が無いため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除については確認できない。」旨陳述している。

また、C社において申立期間頃から社会保険事務を担当していたとする者は、「自身が社会保険事務を担当することになった頃は、パート従業員は厚生年金保険に加入していなかった。社会保険事務の担当者だった頃は、担当者として、厚生年金保険の加入者とは顔を合わせる機会があり、今でも顔を覚えている方もいる。しかし、写真を見ても、申立人については覚えていない。申立期間当時、給与台帳は、厚生年金保険の加入者とそうでない者を別にして管理していた。」旨、当時の状況を具体的に陳述している。

さらに、C社の元役員及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が確認できる複数の元従業員は、「C社において、申立人が従事していたとする業務は、パート従業員が携わる業務で

あった。同社では、入社当初、パート従業員は厚生年金保険に加入していなかった。」旨陳述しているところ、申立人が申立期間当時の同僚として姓を記憶している二人について、同社における被保険者記録が見当たらず、前述の事情を踏まえると、申立期間当時、同社では、パート従業員を含む全ての従業員を必ずしも漏れなく厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことが認められる。

加えて、前述の事業主及び社会保険事務を担当していたとする者は、「当社では、厚生年金保険に加入していない従業員の給与から厚生年金保険料を控除することは無かった。」旨陳述している上、前述の被保険者名簿において、申立期間に係る健康保険の整理番号には欠番が無いなど、同名簿に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 15112

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月1日から34年8月1日まで  
年金事務所の記録によると、A社B工場における厚生年金保険の加入期間のうち、申立期間の標準報酬月額が1万6,000円と記録されているが、1万8,000円の誤りであると考えられる。

自身の従業員カード及びA社における申立期間当時の労働協約を確認したところ、申立期間には、少なくとも1万8,000円以上の給与が支給されていたと考えられるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の従業員カード及びA社における申立期間当時の労働協約に規定されている手当額を基に計算すると、申立期間において、同社から少なくとも1万8,000円以上の給与が支給されていたと考えられる旨申し立てている。

しかし、A社の人事部門等を担当しているとするC社は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人の給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することはできないが、申立期間当時、給与支給額については、残業手当等により月々変動するものの、厚生年金保険料の控除については、社会保険事務所（当時）に届出した報酬月額を基に決定された標準報酬月額に見合う定額の保険料を給与から控除していたと思われる。」旨回答している。

また、A社D事業所及び同社B工場に係る双方の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社D事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和33年6月1日と同日に、申立人を含む138人が、同社D事業所における被保険者資格を喪失し、同社B工場における被保険者資格を取得しているところ



る、このうち、申立人を含む12人について、同年10月の定時決定における標準報酬月額が従前の標準報酬月額より低額で決定されており、申立期間当時において、申立人の標準報酬月額のみが低額となっているという事情はうかがえない上、当該名簿における申立人の標準報酬月額の記録に不自然な点も見当たらない。

一方、申立人から提出された「年金記録訂正に関する申立の概要」を見ると、申立人は、申立期間のうち、昭和33年10月1日から34年3月31日までの期間に係る職務手当の額について、前述の労働協約に規定されているE職掌2級の職階に相当する3,000円と試算しているが、前述の従業員カードの職階欄に記されている記号(D2)及び複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人の職階はE職掌2級ではなくF職掌2級と推認できるところ、F職掌2級の職階に相当する職務手当額は、当該労働協約によると、3,000円ではなく1,500円であることから、当該額を申立人の当該期間における職務手当額として給与支給額を算出した場合、当該算出により得られた給与支給額に見合う標準報酬月額(1万6,000円)は、前述のA社B工場に係る被保険者名簿における申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録と一致する。

また、申立期間のうち、昭和34年4月1日から同年8月1日までの期間については、前述の従業員カードによると、職階欄には「D1」と記されており、前述と同様に、職務手当の額をF職掌1級相当額として当該期間における給与支給額を算出した場合、当該算出により得られた給与支給額は申立人の主張どおり1万8,000円以上の額となるものの、当該額に基づき標準報酬月額が改定されるのは、当該額が支給された月から3か月経過後であることから、前述の被保険者名簿における申立人の標準報酬月額が同年8月に1万8,000円に改定されていることとおおむね符合する上、前述のとおり、C社は、「社会保険事務所に届出した報酬月額を基に決定された標準報酬月額に見合う定額の保険料を給与から控除していたと思われる。」旨回答していることを踏まえると、当該期間において、申立人の主張する標準報酬月額(1万8,000円)に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていた事情はうかがえない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 15113

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月から22年3月5日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

私は、昭和21年10月にA社に入社し、B社内にA社が借りていた作業場において、22年7月まで勤務した。

申立期間に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社は、昭和23年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社に係る商業登記簿謄本は見当たらず、当時の事業主は不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げたA社における複数の元同僚は、いずれも死亡又は連絡先が不明であり、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が確認できる複数の元従業員から回答を得たものの、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

加えて、申立人及び前述の元従業員の一人がA社の事業主だったとする者について、オンライン記録において、同人を特定することはできず、同人から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認

することができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。